

第2次 御浜町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない御浜町をめざして～

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度



令和6年2月

三重県 御浜町



はじめに

平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を推進した結果、全国の自殺者数は減少傾向となりました。しかし、依然として、毎年 2 万人を超える尊い命が失われ続けており、さらに、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺の要因になり得る様々な問題が悪化したことなどにより、自殺者数は再び増加に転じました。

本町におきましては、平成 31 年 3 月に「御浜町自殺対策計画」を策定し、様々な自殺対策に取り組んでまいりました。この度、令和 5 年度をもって計画期間が終了するにあたり、令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな国の「自殺総合対策大綱」や、令和 5 年 3 月に策定された「第 4 次三重県自殺対策行動計画」を踏まえ、これまでの取組をさらに発展させ、地域の実情に即した自殺対策を推進するため、引き続き「いのち支えあう御浜～誰もが自殺に追い込まれることのない御浜町をめざして～」を基本理念とした「第 2 次御浜町自殺対策計画」を策定しました。

この計画では、本町における自殺対策を総合的に推進するための具体的な施策を定めており、今後も本計画に基づいて、関係機関との連携を一層強化しながら、「自殺は防ぐことができる」という信念のもとに、総合的な対策に取り組んでまいります。

結びに、自殺対策の実現には、御浜町としての取組は元より、家庭、地域、学校、職場および関係機関との連携と協働は必要不可欠であります。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 6 年 2 月

御浜町長 大畑 寛

目次

第2次御浜町自殺対策計画

第1章	計画の概要	1
第1節	計画策定から改定の背景と趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	SDGs との関連	2
第4節	計画の期間	3
第5節	計画の数値目標	3
第2章	御浜町の自殺をめぐる現状	4
第1節	人口等の現状	4
第2節	御浜町の自殺の現状	5
第3章	自殺対策におけるこれまでの取組	9
第1節	第1次計画の数値目標について	9
第2節	第1次計画の取組について	9
第4章	第2次計画の取組	15
第1節	基本理念	15
第2節	基本認識	15
第3節	基本方針	16
第4節	施策の体系	16
第5節	基本施策	18
	基本施策1 地域・役場組織内におけるネットワークの強化	18
	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	19
	基本施策3 町民の皆さんへのお知らせと知識の共有	20
	基本施策4 生きることの促進要因への支援	21
	基本施策5 子ども・若者の自殺対策の推進	22
	基本施策6 女性の自殺対策の推進	23
第6節	重点施策	24
	重点施策1 高齢者への支援	24
	重点施策2 生活困窮者、無職者・失業者への支援	26
第5章	自殺対策の推進体制	27
第1節	計画の周知	27
第2節	計画の推進体制	27
第6章	資料	29
1	御浜町 生きる支援事業一覧	29
2	自殺対策基本法	45
3	自殺総合対策大綱（概要）	50
4	その他	50

第1章 計画の概要

第1節 計画策定から改定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。そのような状況の中、平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」として認識され対策が行われてきた自殺は、「社会の問題」として認識されるようになりました。

施行から10年の節目に当たる平成28年には、自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記されるとともに、全ての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。御浜町においても、平成31年3月に令和元年度から5年度までの5年計画とし、自殺対策を推進するための「御浜町自殺対策計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない御浜町の実現を目指して、自殺対策に取り組んでいます。

自殺対策基本法の成立後、自殺対策の総合的な推進の結果、自殺者数は3万人台から2万人台となり、平成22年以降10年連続の減少となり、令和元年には、年間自殺者数が自殺統計開始以後最少となっていました。令和2年には年間自殺者数が11年ぶりに増加に転じました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、経済・生活問題や勤務問題等の自殺の要因となり得る問題が悪化したこととの関係が指摘されており、令和3年にかけても、特に女性や児童生徒（小中高生）の自殺の増加が大きくなっています。令和4年にはコロナ禍の中でも12年減少傾向だった男性の自殺者数が増加に転じ、児童生徒の自殺者数も過去最多を更新しています。また、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、依然として、G7諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年2万人を超える水準で推移していることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

このような自殺の動向を踏まえ、令和4年10月に政府が推進すべき自殺対策指針として策定している「自殺総合対策大綱」が見直しされ、これまでの取組に加え、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化や女性へのより一層の支援、地域の自殺対策の取組強化など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

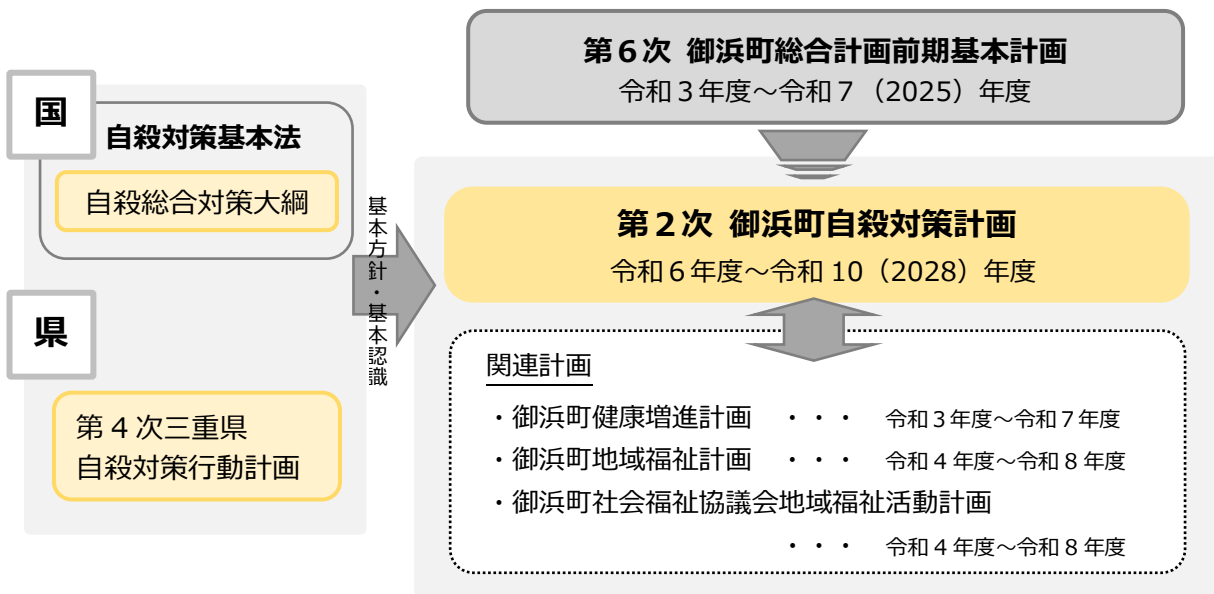
本町においても、計画策定以降の自殺者は増加に転じており、中でも女性の自殺者の割合が高くなっています。こうした中、政府が推進すべき自殺対策指針として策定している「自殺総合対策大綱」の5年に一度の見直しが行われたことにあわせて「第2次御浜町自殺対策計画」（以下、「第2次計画」という。）の策定を行います。

策定にあたっては、これまでの取組を基本に、国の「自殺総合対策大綱」で追加された「女性の自殺対策の推進」を新たに加え、引き続き、「誰も自殺に追い込まれることのない御浜町」の実現を目指し、総合的な自殺対策を推進していきます。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識及び方針を踏まえて策定するものです。

また、県の「第4次三重県自殺対策行動計画」や本町の「第6次御浜町総合計画前期基本計画」、「御浜町地域福祉計画」「御浜町健康増進計画」などの関連計画との連携・連動し推進します。



第3節 SDGs との関連

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、「生きることの包括的な支援」として、社会全体の自殺リスクを低減させるとともに、一人ひとりの生活を守るという、自殺対策の考え方と合致するものです。

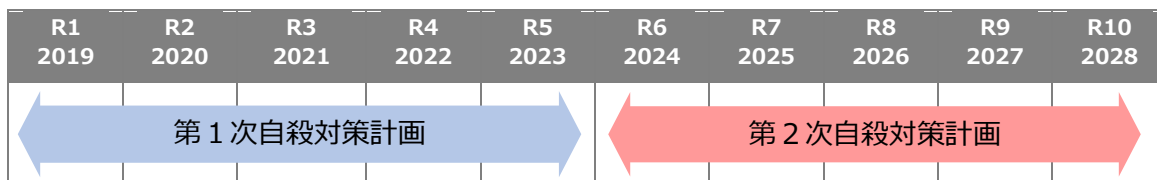
また、国の指針の下、本計画の上位計画である「第6次御浜町総合計画」において、SDGsの推進を掲げており、本計画においてもSDGsの達成に向けた政策としての意義を持ち合わせ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指していきます。



第4節 計画の期間

国の「自殺総合対策大綱」が概ね5年を目処に見直しが行われることを踏まえ、本計画の推進期間は令和6年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

なお、法改正や社会情勢の変化等により見直しを行うことがあります。

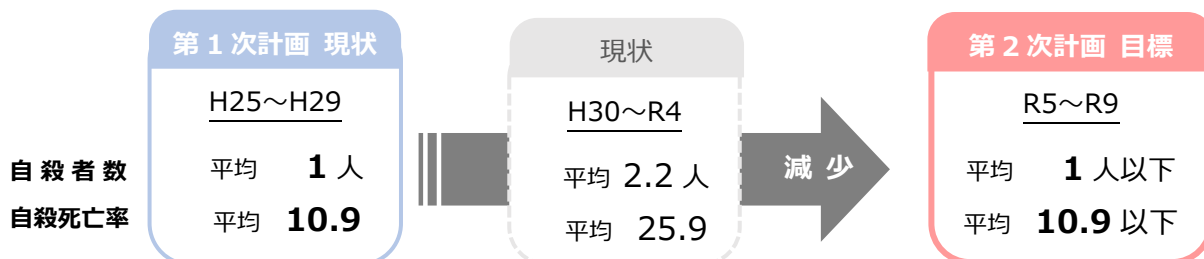


第5節 計画の数値目標

本町が自殺対策を通じて目指す「誰も自殺に追い込まれることのない御浜町」の実現に向けて、対策を進めるうえでの具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組の検証と評価を行います。

国の「自殺総合対策大綱」では、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減らし13.0以下とすることを定めています。

本町では、第2次計画において、第1次計画時現状（平成25年から平成29年）の平均自殺者数及び自殺死亡率と比較して、令和5年から令和9年の5年間の平均自殺者数（自殺死亡率）が減少することを目指します。



資料：厚生労働省「地域の自殺基礎資料」

統計資料について

本町の自殺の現状を分析するにあたっての統計資料として、

- 警察庁「自殺統計」
- 厚生労働省「人口動態統計」
- 「自殺統計」に基づき厚生労働省が集計した「地域の自殺基礎資料」を使用しています。

また、参考資料として、「地域の自殺基礎資料」を基にJSCPがまとめている「地域の自殺実態プロファイル」を使用しています。

	厚生労働省「人口動態統計」	警察庁「自殺統計」
調査対象	日本国内における日本人を対象	総人口を対象（日本における外国人を含む）
調査時点	自殺が原因が不明なときは自殺以外で処理しており、死亡診断書などについて作成者から自殺の旨訂正報告があった場合は、自殺に計上。	捜査等により自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上。 ※そのうち自殺者数(自殺日・住居地)を使用しています。

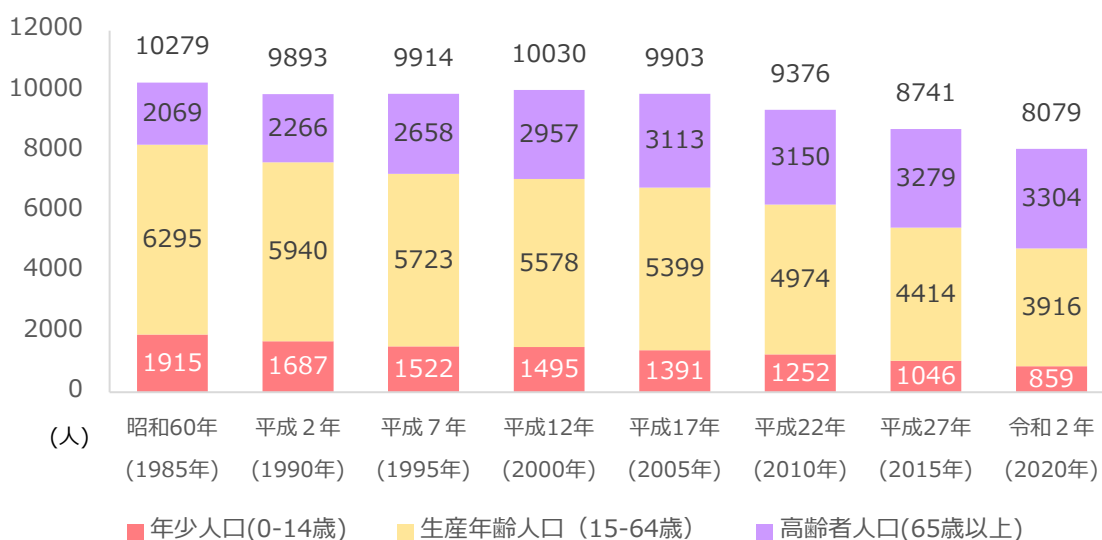
第2章 御浜町の自殺をめぐる現状

第1節 人口等の現状

本町の総人口は年々減少傾向にあります。

総人口を年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向で推移しており、高齢者人口は人数・比率ともに昭和60年以降増加傾向で推移しています（図1）。

図1 総人口と年齢3区分別人口の推移

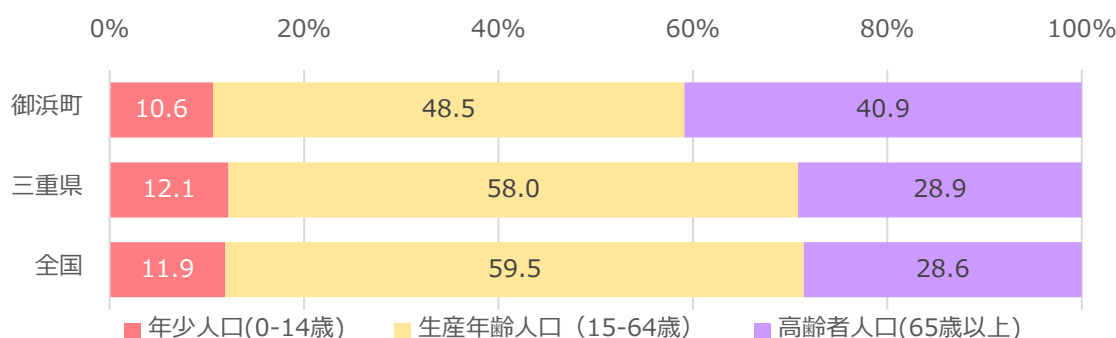


資料：総務省「令和2年国勢調査」

令和2年と昭和60年を比較すると、年少人口割合は約半数以下、高齢者人口は約1.6倍と、35年間で少子化と高齢化が大きく進行しています。

令和2年の年齢3区分別人口割合を全国・三重県と比較すると、年少人口割合は10.6%と、全国・三重県と比較しやや低く、生産年齢人口は48.5%と大きく下回り、高齢者人口割合は40.9%と大きく上回っています（図2）。

図2 年齢3区分別人口割合の比較



資料：総務省「令和2年国勢調査」

第2節 御浜町の自殺の現状

(1) 御浜町の自殺の現状と特徴

本町の自殺者数は年間 0～2 人で推移していましたが、平成 29 年以降毎年自殺者が発生し、総数として増加傾向にあり、自殺死亡率も高くなっています。

町の平成 30 年から令和 4 年の、公表可とされた自殺の状況は、以下の通りです。

直近 5 年間のまとめ (H30～R4)

全般的な状況

- 自殺者数は 11 人(年平均 2.2 人)、自殺死亡率 25.9
 - …………… 自殺者数が平成 25 年から平成 29 年と比較し約 2 倍
 - …………… 三重県、全国と比較し、自殺死亡率が約 1.5 倍

具体的な状況

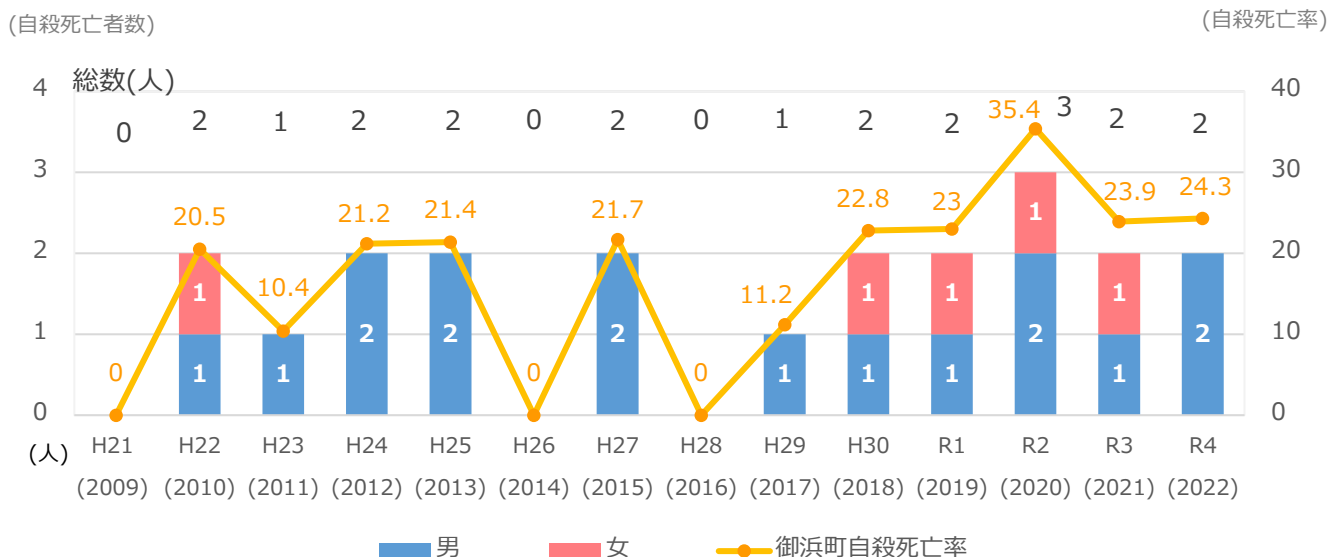
- 男女別状況：男性 7 人(64%)、女性 4 人(36%)
 - …………… 女性の自殺者が平成 25 年から平成 29 年の 0 人に対し、大きく増加
 - …………… 男性の自殺者は年間 1～2 人で推移
- 年代別：男女とも 60 歳以上が多い
 - …………… 男性 7 人のうち 60 歳以上 4 人 (57%)
 - …………… 女性 4 人のうち 60 歳以上 3 人 (75%)
- 職業別：無職者の割合が 91%(11 人中 10 人) ※職業の内訳は非公表
 - …………… 男性での無職者の割合 86%
 - …………… 女性での無職者の割合 100%
- 同居人の有無：同居人あり 9 人、独居 2 人
 - …………… 独居は男女とも 1 名、40～59 歳の無職者
 - …………… 60 歳以上 7 人すべてが同居人あり

資料：厚生労働省「地域の自殺基礎資料」、JSCP「地域の自殺実態プロファイル」

男女別自殺者数・自殺死亡率の推移

本町の自殺者数は、年間0～2人で推移していましたが、平成30年以降、毎年2人を超えており、総数として増加傾向にあります。また、女性の自殺者が増加しています（図3）。

図3 男女別自殺者数・自殺死亡率の推移（御浜町）



資料：JSCP「地域自殺実態プロフィール」

自殺死亡者数・自殺死亡率の推移

本町の自殺死亡率は、平成30年までは全国・三重県を下回る年が多く見られましたが、その後は自殺者の増加に伴い、全国・三重県を上回る状況（約1.5倍）となっています（表1）。

表1 全国・三重県・御浜町の自殺死亡者数および自殺死亡率の推移

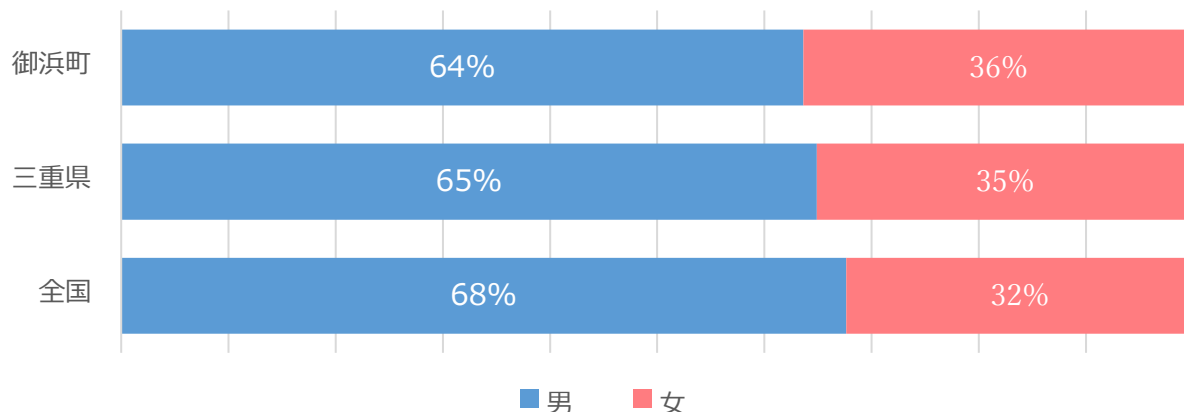
	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
全国														
自殺者数	32,485	31,334	30,370	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723
自殺死亡率	25.6	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	17.0	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3
三重県														
自殺者数	443	341	365	367	387	339	349	282	329	332	298	319	297	309
自殺死亡率	23.9	18.4	19.8	20.0	20.7	18.1	18.8	15.2	17.9	18.1	16.3	17.6	16.5	17.3
御浜町														
自殺者数	0	2	1	2	2	0	2	0	1	2	2	3	2	2
(人口動態統計自殺者数)	0	2	0	2	2	0	2	0	2	2	2	2	2	2
御浜町自殺死亡率	0.0	20.5	10.4	21.2	21.4	0.0	21.7	0.0	11.2	22.8	23.0	35.4	23.9	24.3

資料：厚生労働省「地域の自殺基礎資料」、JSCP「地域自殺実態プロフィール」

男女別に見た自殺の現状（H30～R4 累計）

本町の自殺者を男女別にみると、平成 21 年から平成 29 年までは男性の自殺者が 90%でした。平成 30 年から令和 4 年の 5 年間では女性の自殺者が増加していますが、男性が 64%、女性が 36%で、三重県・全国と同じく、男性が女性を上回っています（図 3，図 4）。

図 4 男女別自殺者の割合の全国・三重県との比

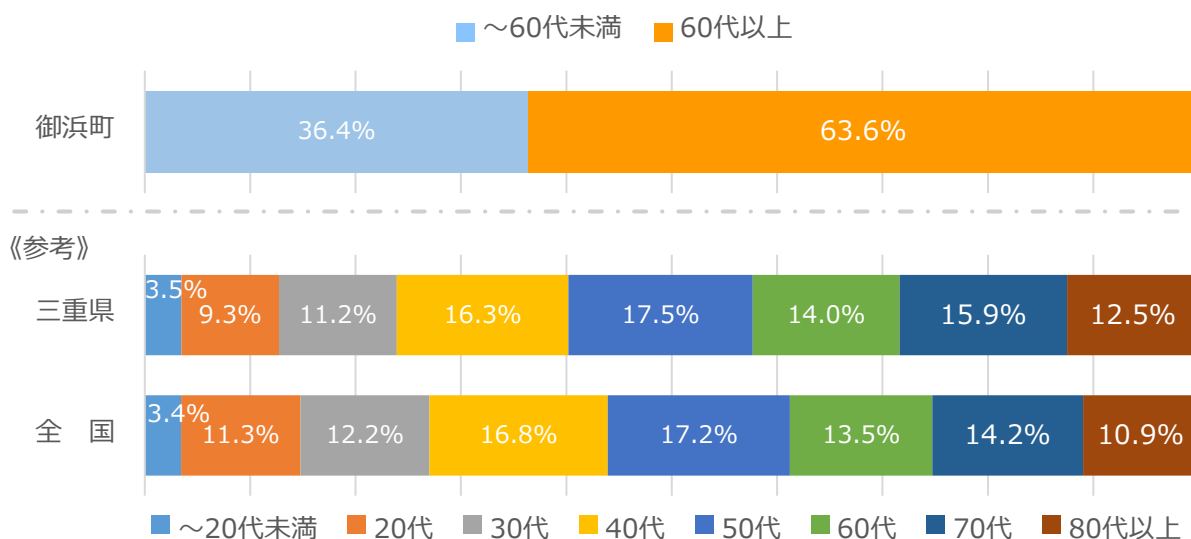


資料：厚生労働省「地域の自殺基礎資料」

年代別に見た自殺の現状（H30～R4 累計）

本町の自殺者を年代別にみると、60 歳以上の割合が 63.6%と半数以上を占めています（図 5）。男性のうち、60 歳以上の割合は 57%、女性のうち、60 歳以上の割合は 75%となっています。

図 5 年代別自殺者の割合



資料：厚生労働省「地域の自殺基礎資料」

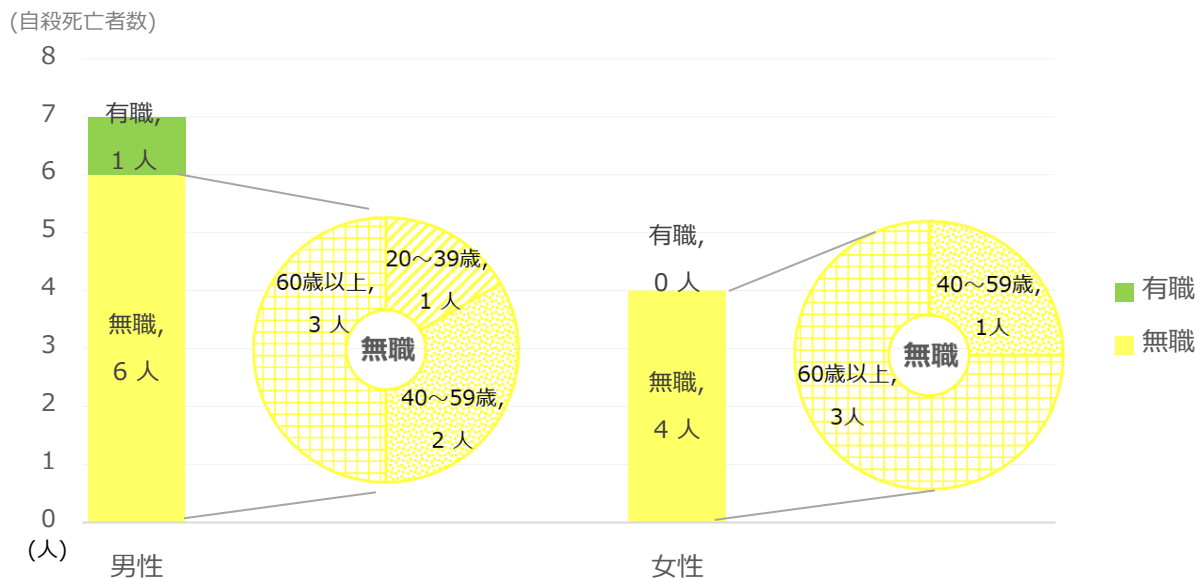
※帯グラフについて、不詳を除外し、5 年間累計値を平均していることから、合計しても 100%にならない

自殺者における職業の現状（H30～R4 累計）

本町の自殺者 11 名のうち 10 名が無職者であり、男性では 7 名中 6 名(86%)、女性では全て(100%) となっています（図6）。

職業の詳細については、個人情報保護のため、非公開となっています。

図6 性別、無職・有職者別割合と年齢構成別割合

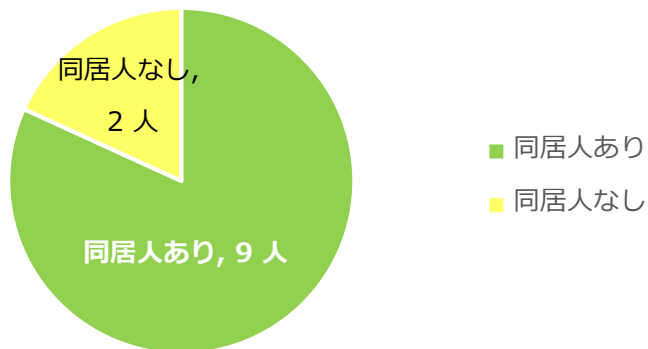


資料： JSCP「地域自殺実態プロファイル」

自殺者における同居人の有無（H30～R4 累計）

本町の自殺者のうち、「同居人あり」9人(82%)、「同居人なし」2人(18%) となっています（図7）。
 そのうち、60歳以上の自殺者7人はすべてが「同居人あり」となっています。「同居人なし」は男女とも1名であり、40～59歳の無職者です。

図7 自殺者における同居人の有無の割合



資料： JSCP「地域自殺実態プロファイル」

第3章 自殺対策におけるこれまでの取組

第1節 第1次計画の数値目標について

本町の第1次計画では、平成25年から平成29年の自殺死亡率の平均値が10.9（自殺統計上の値、自殺死亡者数は単年度5人以下）と、すでに国の目標を達成していたため、令和元年から令和5年度まで5年の計画期間で、自殺者数（平成30年～令和4年の自殺統計値）が減少することを目指してきました。

しかし、「御浜町の自殺の現状（P.6、図3）」のとおり、平成30年～令和4年の5年間には自殺者数11人、自殺死亡率25.9と増加に転じており、目標を達成することはできませんでした。

		平成25年～平成29年	平成30年～令和4年
御浜町	自殺者数（5年累計）	5人	11人
	自殺者数（5年平均）	1人	2.2人
	自殺死亡率（5年平均）	10.9	25.9
三重県	自殺死亡率（"）	18.1	17.2
全国	自殺死亡率（"）	18.5	16.4

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

第2節 第1次計画の取組について

本町では、住民に最も身近な基礎自治体として、基本理念“いのち支えあう御浜～誰も自殺に追い込まれることのない御浜町をめざして～”を目標に、5つの基本施策に取り組むとともに、高齢化の進む現状と社会的な自殺のリスク要因から設定した2つの重点施策の、自殺対策7本柱に取り組んできました。

（1）基本施策

基本施策の主な取組と実施内容等は、次のようになっています。

関係機関との情報共有や連携に向けた会議や、人材育成、広報をはじめとした普及啓発、生きることの包括的支援を念頭に置いた各事業について、概ね当初の計画通りに実施することが出来ました。

基本施策1 地域・役場組織内におけるネットワークの強化

施策実施内容/事業名	事業概要	目標	評価
●庁内における連携・ネットワークの強化			
御浜町自殺対策計画推進 連絡会議	会議の開催	年1回以上	当初の計画通り 実施

(御浜町自殺対策連絡会)			
総合相談・支援事業 (高齢者)	高齢者の実態把握、本人や家族、近隣住民からの総合的な相談対応を行い、高齢者が住み慣れた地域で生活していくことを支援	未把握高齢者への訪問80%以上	同上
●地域における連携・ネットワークの強化			
紀南地域自殺対策連絡会	・会議への出席 関係機関と地域の現状の情報共有や課題分析(熊野保健所主催)	参加	当初の計画通り実施
地域自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築のための会議の開催	年1回以上	同上
連携会議(子ども)	福祉・保健・教育が集まり、支援の必要な子どもへの支援方法や環境整備についての会議開催	年3回以上	同上
地域包括ケア会議(高齢者)	①個別ケア会議 ②地域包括ケア会議の開催 : 地域包括ケアシステム実現のため、医療、介護、福祉等の多職種協働し、高齢者個人に対する支援の充実と社会基盤整備	地域包括ケアシステムの構築 ①地域包括ケア会議の実施 ②個別ケア会議の実施	同上
●特定の課題に関する連携・ネットワークの強化			
いじめ問題対策連絡協議会	法務局の支局長をはじめとした町内外の委員での研修会を実施 ※重大事態が発生した場合	年1~2回開催	当初の計画通り実施
紀南地域自殺対策連絡会	再掲	左に同じ	同上

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成強化

施策実施内容/事業名	事業概要	目標	評価
●町職員・関係機関に対するもの			
こころの健康づくり事業	・地域の支援者を養成 ・こころの健康づくり講演会開催	講演会開催 年1回以上	当初の計画通り実施
職員の研修事業	職員研修の一つとして、自殺対策に関する講義を導入する	年1回	同上
いじめ問題対策連絡協議会	法務局の支局長をはじめとした町内外の委員での研修会実施	年1~2回開催	同上
●民間団体を対象にしたもの			
こころの健康づくり事業	・地域の支援者を養成 ・こころの健康づくり講演会開催	講演会開催 年1回以上	当初の計画通り実施

●町民を対象としたもの			
こころの健康づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援者を養成 ・こころの健康づくり講演会開催 ・一次相談や専門機関との連携、家庭訪問等の社会生活支援 	講演会開催 年1回以上	当初の計画通り実施

基本施策3 町民の皆さんへのお知らせと知識の共有

施策実施内容/事業名	事業概要	目標	評価
●各種メディア・媒体などを活用した啓発			
行政の情報提供・広聴に関する事務	行政に関する情報・生活情報を発信する広報誌等での自殺予防啓発	掲載回数3回	概ね当初の計画通り実施
こころの健康づくり事業	広報や関係機関等での自殺予防啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌掲載啓発：2回 ・関係機関窓口での啓発：4カ所 	当初計画の金融機関・医療機関に加え、商業施設やコンビニエンスストアでの啓発実施
●町民向け講演会等の機会を利用した啓発			
人権講座の開催・啓発活動の実施	人権問題についての学習機会提供のため人権講座を開催、啓発活動実施	研修会参加人数 200人	新型コロナウイルス感染症の影響により、開催方法や参加に影響が生じた時期あり
こころの健康づくり事業	こころの健康づくり講演会を開催	講演会開催 年1回以上	当初の計画通り実施

基本施策4 生きることの促進要因への支援

施策実施内容/事業名	事業概要	目標	評価
●生きることの阻害要因を減らす支援			
行政・人権・心配ごと相談	「行政への要望・苦情・意見」「人権問題に関すること」「その他の心配ごと全般」に関する相談受付	相談実績 (実施)	当初の計画通り実施
多重債務者住民相談	住民生活上のトラブルを抱えた住民に専門家への相談機会の提供	同上	同上
無料法律相談	住民生活上のトラブルを抱えた住民に専門家への相談機会の提供	同上	同上
司法書士無料法律相談	高齢化率の高い山間部地域にて、司法書士による日常の様々な法律相談の場を提供	同上	同上
避難所運営マニュアル作成事業	公民館など各施設に応じたマニュアルを作成(災害時のメンタルヘルスに留意)	町全体で6カ所策定	同上
地域福祉推進事業 ：我が事・丸ごと事業	地域共生社会の実現に向けて、地域住民の多様な福祉ニーズに対応	・住民と行政、社会福祉協議会が	同上

	するため、住民・行政・社協が協働しながら地域福祉を推進していく	協働して地域福祉を推進し、高齢者等と地域を繋ぐ支援 ・スムーズな相談体制構築支援	
生活困窮、生活保護に関する相談受付事務	生活困窮者に対する相談受付、関係機関への引き継ぎ（生活保護申請受付事務・生活困窮者自立支援事業への相談を含む）	相談時対応・関係機関への引き継ぎ	同上
母子保健事業	母子手帳交付から各種事業を通じた安心安全な出産または子育てへの支援	健康診査受診率（把握率） 100%	同上
●生きる促進要因を増やす支援			
交通対策事業	・自主運行バス事業 ・タクシー料金助成事業	町内バス路線数（3路線）	当初の計画通り実施
町営住宅に係る事務	町営住宅の管理事務・公募事務を行う（所得に応じた家賃で賃貸）	生活困窮による家賃滞納者への聞取り調査（年1回以上）	同上
農林経営支援業務	・農業経営の総合的な経営支援 ・経営計画策定に伴う関係機関と連携した相談、助言	関係機関との会議の回数	同上
福祉バスの運行	移動手段を持たない高齢者や障害者の方々の通院や買い物など、生活交通の支援を行う	・運行の継続 ・利用しやすいようダイヤ改正等を検討	同上
●支援者への支援			
要保護児童対策協議会	要支援対象児童等について、関係機関等が必要な情報交換、対応を協議し、適切な保護又は支援を図る	保育所（園）、小中学校へのチラシ配布回数 年1回以上	当初の計画通り実施

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

施策実施内容/事業名	事業概要	目標	評価
●児童・生徒及び、関係者への支援			
スクールカウンセラー派遣事業	三重県教育委員会より各学校にスクールカウンセラーを派遣	各小中学校にSCを配置	当初の計画通り実施
熊野教育支援センターとの連携事業	東紀州地域において、不登校や不登校傾向にある児童生徒の相談や支援（相談会の案内及び実施）	毎月連絡会を行う	同上
各種相談窓口の周知	三重県教育委員会が開設している相談窓口等のリーフレットやチラシを全校児童生徒や家庭に配布	リーフレットやチラシを各小中学校に配布	同上

●児童・生徒を支える人々への支援			
いじめ問題対策連絡協議会	再掲	左に同じ	当初の計画通り実施
人権講座の開催・啓発活動の推進	同上	同上	同上
連携会議	同上	同上	同上

(2) 重点施策

重点施策の主な取組と実施内容等は、次のようになっています。

高齢者の生活を支える体制整備や取組、生活困窮者に対する各種相談事業等について、概ね当初の計画通りに実施することが出来ました。

重点施策1 高齢者への支援

施策実施内容/事業名	事業概要	目標	評価
●高齢者の自殺リスクの早期発見・早期支援など			
総合相談・支援事業	再掲	左に同じ	当初の計画通り実施
●生活不安を抱える高齢者に対する支援			
ふれあい収集サービス	高齢者等ごみだし困難者支援事業	関係機関と連携し、適正な運用を行う	当初の計画通り実施
福祉バスの運行	再掲	左に同じ	同上
●地域の支え合い活動（居場所活動）の充実			
生活支援体制整備事業	福祉人材確保・育成、高齢者のニーズに合わせた居場所づくり	継続型のたまり場、イベント型たまり場、会議や協議の場への参加の継続	当初の計画通り実施
●支援者への支援や連携、基盤整備			
地域包括ケア会議	再掲	左に同じ	当初の計画通り実施

重点施策2 失業・無職・生活に困窮している人への支援

施策実施内容/事業名	事業概要	目標	評価
●生活困窮を抱えたハイリスク者に対する支援			
多重債務者住民相談	再掲	左に同じ	当初の計画通り実施
滞納者への納税相談	滞納者から納税に関する相談を受け付ける	ゲートキーパー研修の受講	概ね当初の計画通り実施
町営住宅に係る事務	再掲	左に同じ	当初の計画通り実施
上下水道料金及び下水道受益者負担金徴収事務	上下水道料金等滞納者に対する料金徴収（集金）事務	関係機関と連携し、適正な運用	同上

生活困窮、生活保護に関する相談受付事務	再掲	を行う 左に同じ	同上
●経済的困難を抱える子どもへの支援			
要保護・準要保護児童生徒 就学援助費の支給	経済的に困窮し就学援助を必要とする児童生徒の保護者に対し、学用品費等の費用を支給	要保護・準要保護児童生徒就学援助費制度の周知を年1回以上行う	当初の計画通り実施

(3) 計画掲載事業の実施状況

「生きることの包括的支援（＝自殺対策）」の推進のため、本町では生きる支援に関連する67事業について、全庁的に取組をすすめてきました。

各事業について、概ね当初の計画通りに実施することが出来ましたが、新型コロナウイルス感染症の流行の影響から、会議や講演会等の開催が困難であったり、開催方法に制限があった影響により、目標達成に至らなかった事業がありましたが、開催方法の工夫等により事業をすすめました。

御浜町 生きる支援事業	達成	未達成		(-)
	達成率 80%以上	達成率 80%未満	新型コロナウイルスの影響で未達成	評価不可
67事業	62	3.3	1	0.8

※R1～R4の平均値のため、小数となっているものがあります

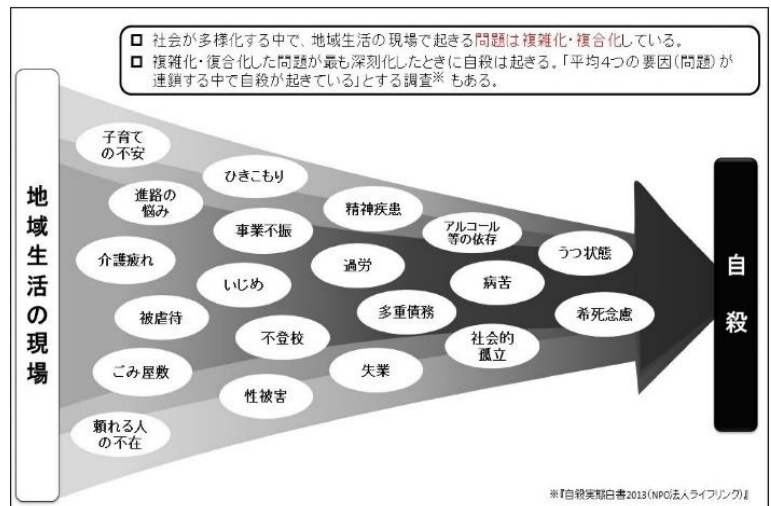
第4章 第2次計画の取組

第1節 基本理念

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてでなく、様々な悩みが原因で、命を絶たざるを得ない危機的な状態にまで追い込まれてしまうプロセスとして捉える必要があります。

その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があり、さまざまな要因が連鎖する中で“追い込まれた末の死”と言われています。

「自殺総合対策大綱」では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともにあります。



自殺の危機要因イメージ図 (厚生労働省資料)

本町の第2次計画においても、町民一人ひとりのかけがえのない命を守るため、「いのち支えあう御浜～誰も自殺に追い込まれることのない御浜町をめざして～」を継続して基本理念とし、「生きる支援」に関連する事業を総動員し、全庁的連携のもと、関係機関・団体との連携を図りながら、自殺対策を推進していきます。

第2節 基本認識

新たな「自殺総合対策大綱（令和4年改定）」では、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識として以下を挙げています。

本計画においても「自殺総合対策大綱」の基本認識を念頭に置いて、自殺対策を推進していきます。

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- (4) 地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進する

第3節 基本方針

新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、本町では次の6項目を「基本方針」として、本計画の推進に取り組みます。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4節 施策の体系

本町の自殺対策の取組と関連する生きる支援は、下記の3施策群から構成されます。

- 「基本施策」: 「自殺総合対策大綱」に基づいて地域で自殺対策を推進するにあたり基盤的な取組
- 「重点施策」: 本町の自殺の実態を踏まえた取組
- 「生きる支援」: 上記以外の「生きることの包括的支援」の視点から連携して推進する取組

各施策では、保健医療分野のみならず、自殺対策につながる各種の事業を、自殺対策の取組として有機的に連携し、推進します。

「基本施策」は、「地域におけるネットワーク強化」や「自殺対策を支える人材の育成」「町民の皆さんへのお知らせと知識の共有」「生きることの促進要因への支援」「子ども・若者の自殺対策」等、地域で自殺対策を推進していく際の基盤となる取組に「女性の自殺対策の推進」を加えた、対応の段階すべてに及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した、幅広い内容となっています。

一方で「重点施策」は、本町における自殺対策の取組が推奨される「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」に焦点を絞り、取組をまとめています。

そして、自殺対策に関連する「生きる支援」の施策は、本町の既存事業等を「生きることの包括的支援」の視点から捉えなおし、自殺対策の視点を持ちながら推進していけるよう、「生きる支援事業」(P.29 資料「御浜町 生きる支援事業一覧」)としてまとめたものです。

【自殺対策施策体系図】

基本理念

いのち支えあう御浜
～ 誰も自殺に追い込まれることのない御浜町をめざして ～

基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

基本施策

- 1 地域・役場組織内におけるネットワーク強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 町民の皆さんへのお知らせと知識の共有
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 子ども・若者の自殺対策の推進
- 6 女性の自殺対策の推進

重点施策

- 1 高齢者への支援
- 2 生活困窮者、無職者・失業者への支援

生きる支援施策

様々な分野における「生きることの包括的な支援」としての関連事業への取組

第5節 基本施策

第1次計画では、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」「町民の皆さんへのお知らせと知識の共有」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」を5つの基本施策として取り組んできました。

第2次計画における6つの基本施策においては、全国的に女性や若者の自殺者数が増加傾向であるため、子どもの自殺対策の対象を高校生以上の若年層まで拡充するとともに、本町における女性の自殺数が増加していることから、「女性の自殺対策の推進」を追加します。

基本施策1 地域・役場組織内におけるネットワークの強化

自殺対策がその効果を発揮するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、町民などが連携・協働して、自殺対策を推進することが必要です。

なかでも、「誰も自殺に追い込まれることのない御浜町」を実現するために基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークなどと、自殺対策との連携の強化も含まれます。特に、自殺の要因となりうる分野のネットワークとの連携を継続・強化していきます。

主な生きる支援事業

(1) 庁内における連携・ネットワークの強化

- 御浜町自殺対策連絡会 健康福祉課
- 総合相談・支援事業（高齢者） 〃

(2) 地域における連携・ネットワークの強化

- 紀南地域自殺対策連絡会（熊野保健所主催） 健康福祉課
- 地域自立支援協議会 〃
- 連携会議（子ども） 〃
- 地域ケア包括会議（高齢者） 〃
- 紀南地域母子保健医療推進協議会《追加》 〃
- くまの地域・職域連携推進くまの地域・職域連携推進懇談会《追加》 〃

(3) 特定の課題に関する連携・ネットワークの強化

- いじめ問題対策連絡協議会（いじめ問題対策審議会） 教育委員会
- 紀南地域自殺対策連絡会＊ 健康福祉課

「＊」は再掲事業

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域で様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の方、町民に対して誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ることが求められます。

地域の中で、早期の「気づき」の役割を担う人が増えることで、生き心地の良い社会につながり、誰も自殺に追い込まれることのない御浜の実現を目指します。

また、相談支援に携わる職員はもちろん、「すべての町職員」が早期に住民のSOSに気づき、関係機関と速やかに連携・支援ができるよう、ゲートキーパー研修などを継続・強化していきます。

主な生きる支援事業

(1) 町職員・関係機関に対するもの

- こころの健康づくり事業：ゲートキーパー等養成講座 健康福祉課
- 職員の研修事業：ゲートキーパー研修を設定 総務課
- いじめ問題対策連絡協議会 教育委員会

(2) 民間団体を対象としたもの

- こころの健康づくり事業：ゲートキーパー等養成講座* 健康福祉課

(3) 町民を対象としたもの

- こころの健康づくり事業：こころの健康づくり講演会 健康福祉課

「*」は再掲事業

基本施策3 町民の皆さんへのお知らせと知識の共有

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。また、早期の「気づき」が得られても、町民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、誰かが問題を抱えた際に適切な支援へとつなげることができません。

危機に陥った人の心情や背景への理解を深めることを含めて、いのちや生活の危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会の共通認識となるように積極的に普及啓発を行う必要が有ります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという、自殺対策における町民一人ひとりの役割などについての意識が共有されるよう、広報活動などを通じた啓発を継続・強化していきます。

主な生きる支援事業

(1) 各種メディア・媒体などを活用した啓発

- | | |
|--------------------------------|-------|
| ● 行政の情報提供・広聴に関する事務：広報などによる情報発信 | 総務課 |
| ● こころの健康づくり事業：広報・行政防災無線・情報誌等 | 健康福祉課 |
| ● 中央公民館図書室：図書室での展示《追加》 | 教育委員会 |

(2) 町民向け講演会等の機会を活用した啓発

- | | |
|----------------------------|-------|
| ● 人権講座の開催 | 住民課 |
| ● こころの健康づくり事業：こころの健康づくり講演会 | 健康福祉課 |
| ● 御浜トーク、区長・自治会長会議等の開催《追加》 | 総務課 |

「＊」は再掲事業

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を上回った時です。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組が、個人においても社会においても自殺リスクを低下させることにつながります。

本町では、あらゆる世代に向けた「生きることの促進要因」の促進につながる取組を継続して実施していきます。

主な生きる支援事業

（1）生きることの阻害要因を減らす支援（居場所活動を含む）

- | | |
|--------------------------|-------|
| ● 行政・人権・心配ごと相談 | 住民課 |
| ● 多重債務者住民相談 | 〃 |
| ● 無料法律相談 | 〃 |
| ● 司法書士無料法律相談 | 〃 |
| ● 生活支援体制整備事業：高齢者の居場所づくり等 | 健康福祉課 |

（2）生きる促進要因を増やす支援

- | | |
|-------------|-------|
| ● 交通対策事業 | 企画課 |
| ● 町営住宅に係る事務 | 建設課 |
| ● 農林経営支援業務 | 農林水産課 |
| ● 福祉バスの運行 | 健康福祉課 |

（3）支援者への支援

- | | |
|--------------|-------|
| ● 要保護児童対策協議会 | 健康福祉課 |
|--------------|-------|

（4）自殺未遂者への支援

- | | |
|-------------------|-------|
| ● 地域の医療機関との連携《追加》 | 健康福祉課 |
|-------------------|-------|

基本施策5 子ども・若者の自殺対策の推進

児童生徒や若者が、社会において様々な困難や問題に直面した際、その対処方法や支援先に関する情報を知らないがゆえに、支援を得ることが出来ないことが少なくないことから、困難や危機に直面した際には周囲の信頼できる大人に相談するなど、誰にどうやって助けを求めるとかの具体的な方法、悩みや課題を一人で抱え込まず助けを求めてよいということを学ぶ教育を実施していくことが望まれています。本町においては、児童生徒の周囲の大人や関係機関との連携の下、子どもたちが問題を抱える前段階での取組を推進するとともに、子どもに関する機関が SOS に早期に気づき、支援につなげられるようにします。

また、高校生以上の若者についても、自殺予防普及啓発等の機会に合わせて自殺対策を推進します。

主な生きる支援事業

(1) 児童・生徒及び、関係者への支援

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ● スクールカウンセラー派遣事業 | 教育委員会 |
| ● 熊野教育支援センターとの連携事業 | 〃 |
| ● 中央公民館図書室：図書室での展示《追加》＊ | 〃 |
| ● 要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給 | 〃 |
| ● 紀南地域母子保健医療推進協議会：思春期教育（中学生）《追加》 | 健康福祉課 |

(2) 児童・生徒を支える人々への支援

- | | |
|----------------------------|-------|
| ● いじめ問題対策連絡協議会（いじめ問題対策審議会） | 教育委員会 |
| ● 人権講座の開催＊ | 住民課 |
| ● 連携会議（子ども）＊ | 健康福祉課 |

(3) 子どもの学習支援や居場所づくり

- | | |
|----------------|-------|
| ● 放課後子ども教室《追加》 | 教育委員会 |
|----------------|-------|

(4) 若年層の自殺対策《追加》

- | | |
|--|-------|
| ● 紀南地域母子保健医療推進協議会：思春期教育（高校生）《追加》 | 健康福祉課 |
| ● こころの健康づくり事業：20歳のつどいに合わせた自殺予防普及啓発《追加》 | 健康福祉課 |

「＊」は再掲事業

基本施策6 女性の自殺対策の推進《追加》

我が国の女性の自殺者数は、令和2年に2年ぶりに増加し、令和3年も更に前年を上回っており、本町においても女性の自殺者が増加しています。

女性の自殺対策は、妊産婦からの切れ目ない支援、困難な問題を抱える女性への支援を、女性特有の視点を踏まえて推進します。

主な生きる支援事業

(1) 妊産婦への支援の充実《追加》

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ● 母子保健事業：安心安全な出産・子育てへの切れ目のない支援の実施 | 健康福祉課 |
| ● 育児用品お届け事業《追加》 | 〃 |
| ● 出産・子育て応援給付金支給事業《追加》 | 〃 |
| ● こころの健康づくり事業：自殺予防普及啓発* | 〃 |
| ● 健康増進事業：女性の健康教室 | 〃 |

(2) 子育て期の保護者への支援《追加》

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ● 子育て相談《追加》 | 健康福祉課 |
| ● 子育て支援室おひさまの運営 | 〃 |
| ● 各種発達支援相談：親子教室等 | 〃 |
| ● 紀南地域母子保健医療推進協議会：発達・療育支援《追加》 | 〃 |
| ● 御浜町子育て世帯移住定住応援ポイント事業《追加》 | 企画課 |

(3) 困難な問題を抱える女性への支援

- | | |
|---------------------------|-------|
| ● 男女共同参画事業《追加》 | 総務課 |
| ● こころの健康づくり事業：自殺予防普及啓発* | 健康福祉課 |
| ● 母子保健事業：産前産後健康診査、産後ケア事業等 | 〃 |

「*」は再掲事業

第6節 重点施策

全国的な高齢化の進行の中で、本町でも依然として早いスピードで高齢化率が高まっており、総人口に占める高齢者数が増加しています。また、本町の自殺者において高齢者割合が依然として高く、無職者が多くなっています。

また、いのち支える自殺対策推進センターが作成する本町の「地域自殺実態プロファイル（2023）」にて支援が優先されるべき対象と、自殺のリスク要因に焦点を絞った施策として、「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」への取組が推奨されています。

これらのことから、第二次計画の2つの重点施策として、「高齢者への支援」「生活困窮者、無職者・失業者への支援」を継続・強化します。

重点施策1 高齢者への支援

現状と課題

本町の自殺者のうち、60歳以上の割合は、平成29年から令和3年の5年間で、男女を含めて60%と、高い割合を占めています。

また、全国的な高齢化の中で、本町においても総人口が減少する中で高齢者数が増加しており、高齢化率は令和2年には39.4%と超高齢化社会を迎えています。

今後高齢化が進行するにつれ、家族や地域との関係の希薄化が懸念されます。一般的に、高齢者は社会的な孤立や孤独に陥りやすく、閉じこもりや抑うつ状態にもなりやすいことから、地域包括ケアシステム等の施策と連動した各支援事業を推進し、高齢者の居場所づくり、社会参加を図る必要があります。

今後の方向性

- ◆ 孤立・孤独状態や生活・健康の課題を抱える高齢者の早期発見と早期支援につなげられるよう、関係機関が連携し、包括的支援を推進します。
- ◆ 高齢者の地域での孤立を防ぎ、趣味や生きがい作り、さまざまなつながり作りのため、多様なニーズに合わせた居場所活動を推進します。
- ◆ 社会福祉協議会や民生委員等と連携の下、高齢者やその周囲への相談対応及び啓発活動を進め、住み慣れた御浜町で生きがいを持った生活が送れるよう、取組を推進します。

主な生きる支援事業

(1) 高齢者の自殺リスクの早期発見・早期支援など

- 総合相談支援事業

健康福祉課

(2) 生活不安を抱える高齢者に対する支援

● ふれあい収集サービス	生活環境課
● 福祉バスの運行＊	健康福祉課
(3) 地域の支え合い活動（居場所活動）の充実	
● 生活支援体制整備事業	健康福祉課
● シルバー人材センター運営補助	企画課
(4) 支援者への支援や連携、基盤整備	
● 地域包括ケア会議＊	健康福祉課

「＊」は再掲事業

重点施策2 生活困窮者、無職者・失業者の支援

現状と課題

本町の平成30年から令和4年の5年間で自殺者11名のうち10名が無職者となっています(P.8、図6)。

勤労世代の無職者・失業者は社会から孤立をしやすい、生活に困窮している人は、その背景として、単に経済的な困窮だけでなく、心身の健康や家族との人間関係、ひきこもりなど、他の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多くあります。また、そのような複合的な課題を抱える生活困窮者や無職者・失業者は、自殺リスクを抱えている人が少なくないことを認識し、生活困窮者支援と自殺対策が連携し、経済や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係などの視点も含めた包括的な支援を行う必要があります。

今後の方向性

- ◆ 生活困窮者や無職者・失業者など、自殺リスクの高い人たちが、追い込まれた末に自殺に至ることのないように、生活困窮者自立支援制度に基づいて相談の受付、関係機関への引継ぎをすすめます。
- ◆ 複合化・複雑化した課題に対応する包括的な支援体制を整備し（重層的支援体制整備事業）、生活困窮に至る可能性のある者が、追い込まれた末に自殺に至ることがないように、取組を推進します。

具体的な取組

(1) 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する支援

- | | |
|-------------------------|-------|
| ● 重層的支援事業《追加》 | 健康福祉課 |
| ● 多重債務者住民相談* | 住民課 |
| ● 滞納者への納税相談 | 税務課 |
| ● 町営住宅に係る事務 | 建設課 |
| ● 上下水道料金及び下水道受益者負担金徴収業務 | 生活環境課 |
| ● 生活困窮、生活保護に関する相談受付事務 | 健康福祉課 |

(2) 経済的困難を抱える子どもへの支援

- | | |
|-------------------------|-------|
| ● 奨学金に関する事務《追加》 | 教育委員会 |
| ● 要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給* | 〃 |

「*」は再掲事業

第5章 自殺対策の推進体制

第1節 計画の周知

本計画を推進していくために、町民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取組を行えるよう、引き続き、本町のホームページなどの多様な媒体を活用し、本計画の町民への周知を行います。

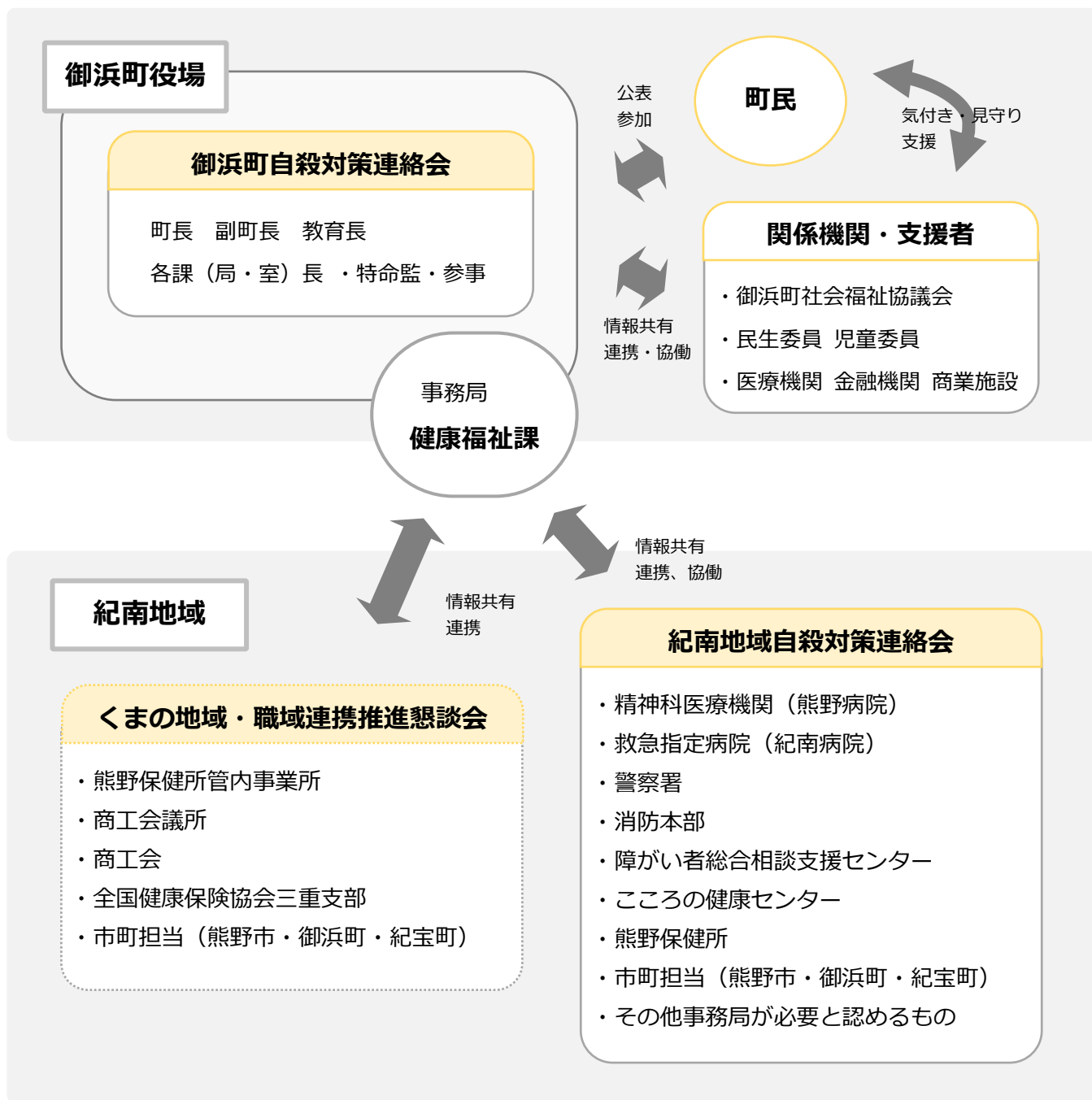
第2節 計画の推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のためには、一人ひとりの町民や家族、地域コミュニティ、地域のさまざまな関係機関と行政が連携し、協働して自殺対策を推進する体制を構築していきます。また、推進状況について、御浜町自殺対策連絡会にて、庁内横断的に実施状況の把握・確認を行い、計画の進行管理を行っていきます。

御浜町自殺対策連絡会	
構成	町長、副町長、教育長 各課（局・室）長、各課特命監・参事
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画の見直し及び総合的な自殺対策の推進に関すること ・自殺に関する現状把握及び調査・分析に関すること ・関係機関等と連携した自殺対策を推進するための取組に関すること ・その他、自殺対策推進に関すること

紀南地域自殺対策連絡会									
構成	<table border="0"> <tr> <td>精神科医療機関</td> <td>障がい者総合相談支援センター</td> </tr> <tr> <td>救急指定病院</td> <td>市町担当</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>熊野保健所</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>こころの健康センター</td> </tr> </table>	精神科医療機関	障がい者総合相談支援センター	救急指定病院	市町担当	警察署	熊野保健所	消防本部	こころの健康センター
精神科医療機関	障がい者総合相談支援センター								
救急指定病院	市町担当								
警察署	熊野保健所								
消防本部	こころの健康センター								
事務局	熊野保健所								
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の現状把握に関すること ・自殺対策を推進するための取組に関すること ・自殺予防・こころの健康づくりを推進する取組に関すること ・各関係機関の役割や連携の強化に関すること 								

【自殺対策推進体制図】



第6章 資料

1 御浜町 生きる支援事業一覧

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点概要	関連施策番号	担当課
1	職員の研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任研修 ・ 昇任時等研修 ・ 自治体職員向けゲートキーパー研修 e-ラーニング《追加》 ・ ゲートキーパー養成研修 	<p>▼ 新人研修の1つとして、e-ラーニングを活用し、対人業務を行う上で、また、全庁的に自殺対策を推進するためのベースにつなげる</p>	基本 2	総務課
2	職員の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の心身の健康保持（職員定期健康診断、ストレスチェック） ・ 健診後の経過確認 ・ 安全衛生委員会の開催 	<p>▼ 住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となり得る</p> <p>▼ 高ストレス職員に対して産業医の面談を実施</p>	基本 2	
3	行政の情報提供・広報等による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の編集・発行 ・ 行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 ・ 自治体のホームページによる情報発信 	<p>▼ 広報誌および公式ホームページは、住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺予防啓発や各種生きる支援事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得るとりわけ「自殺対策強化月間（3月）」や「自殺予防週間（9月）」には特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能となる</p>	基本 2	
4	《追加》 広聴に関する事務 御浜トーク、区長・自治会長会議等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民からの要望により、職員が地域へ出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝える ・ 各地区の代表が集まり、身近な意見や相談等を行政運営の参考とする 	<p>▼ 町長及び自治体職員が地域に向くことにより、住民の困りごとなどの生の声を聞き取りやすい</p> <p>▼ 御浜トーク事業のメニューに加えることで住民への啓発となる</p>	基本 3	
5	《追加》 男女共同参画事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ パープルリボンキャンペーン実施 	<p>▼ DV 被害者は自殺リスクが高い人が少なくないことから、キャンペーンにより DV 防止や被害者の保護、相談先の周知を図る</p>	基本 3 6	

6	交通対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主運行バス事業 ：御浜町・熊野市の共同で、広域バスを運行 ・タクシー料金助成事業 ：自家用車を所有していない世帯の方 (一定要件を満たした方のみ)を対象に、タクシー料金の一部を助成 	▼住民の身近な公共交通として、通院や買い物など生活上の移動手段を確保することで、社会参加や住民同志の交流の促進、地域に溶け込む機運の醸成につなげる	基本 4	企画課
7	商工振興事業	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター運営補助 ：シルバー人材センターの安定的な運営を支援するため補助金を交付 	▼誰もが生涯を通じて、いきいきとした社会生活が送れるよう、高齢者の雇用機会の拡充や学びや交流の場を充実するためシルバー人材センターの運営を支援する	重点 1	
8	《新規》地域間交流促進事業	御浜町子育て世帯移住定住応援ポイント事業	▼町外から引っ越してきた子育て世帯や新たに出産があった世帯が一早く地域に馴染み、安心して子育てできる環境を推進し、地域全体で支援する意識を醸成する	基本 4 6	
9	滞納者への納税相談	滞納者住民から納税に関する相談を受け付ける	▼納期限までに納付できない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を整備する	基本 4	税務課
10	人権講座の開催 啓発活動の実施	あらゆる人権問題についての学習の機会を住民の方々に提供するため、人権講座を開催御浜町人権教育推進連絡会議と連携し、講演会の開催や啓発活動の実施	▼講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とする	基本 3	住民課
11	行政・人権・心配ごと相談	<p>「行政への要望・苦情・意見」「人権問題に関すること」「その他の心配ごと全般」に関する相談受付</p> <p>：毎月1回</p>	<p>▼各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる</p> <p>▼相談対応を行う職員に各種研修を受講してもらうなど、対応や連</p>	基本 4	

			携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を知っておいてもらうことで、その職員がつなぎ役としての対応を取れるようになる可能性がある		住民課
12	無料法律相談	住民生活上のトラブルを抱えた方に対し、専門家への相談機会を提供する ：毎月1回（要予約）	▼弁護士相談に至る住民の方は、抱えている問題が深刻であったり、複合的であるなど、自殺リスクの高い方が含まれていると思われる、相談・支援へのつなぎとする	基本 4	
13	司法書士無料法律相談	高齢化率の高い山間部の地域において司法書士による登記、相続、成年後見人制度などの日常の様々な法律相談の場を提供する ：年3回	▼法律相談に至る住民の方は、一人で問題を抱えていること等が考えられ、自殺リスクが高い方が含まれていると思われる、相談・支援へのつなぎとする	基本 4	
14	多重債務者住民相談	「金融機関などへの返済」など、多重債務で悩んでいる方への相談受付（多重債務専任相談員は司法書士） ：毎月1回（要予約先着4名）	▼債務に関して相談のある住民は、生活面で問題をかかえていたり、困難な状況にある可能性があり、自殺リスクが高い方が含まれていると思われる、相談・支援へのつなぎとする	基本 4 8	
15	第三者行為求償の相談	後期高齢者医療や国民健康保険加入者について、交通事故など、第三者の行為によって医療が必要となった際に、医療とその医療費、加害者への請求についての相談窓口を担っている	▼第三者行為求償の対象となる住民は、肉体的な損傷や自身の医療費負担等についての相手側との交渉等によって精神的な被害を受けている可能性があることから、相談・支援へのつなぎとする	基本 4	
16	年金相談	住民からの年金に関する相談・問い合わせを受ける 尾鷲年金事務所の出張相談の実施	▼年金の支払いに関して相談のある住民は、生活面で問題をかかえていたり、困難な状況にある可能性がある	基本 4	
17	避難所運営マニュアル作成事業	公民館などは、災害発生後、住民の重要な避難施設となることから、誰もが避難所の開設・運営ができるよう、各施設に応じたマニュアルを作成している	▼避難所運営マニュアル作成において、メンタルヘルスの重要性に言及することで、避難所生活における被災者の自殺対策となり得る	基本 4	

18	地域福祉推進事業	<p>地域福祉計画において目指している、「みんなでつなぐ 地域のわ」を基本理念とした地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会へ委託し事業を実施。地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民・行政・社協が協働しながら地域福祉を推進していく</p> <p>①社会福祉協議会を窓口とした総合相談体制の構築など、包括的支援体制構築事業の実施（我が事丸ごと推進事業）</p> <p>②地域福祉計画策定委員会による地域福祉計画の策定と座談会(年1回)の実施</p> <p>③御浜町社会福祉協議会運営事業補助金</p> <p>④ふれあい配食サービス支援事業補助金</p> <p>⑤地域サロン支援事業補助金</p>	<p>▼地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークはその連動を進める上での要となり得る</p> <p>▼地域に出ていくことにより、地域の困りごとや、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図り、スムーズな関わりを図ることができる</p> <p>▼相談支援包括化推進員や民生委員、ボランティアによる相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る</p>	基本 4	健康福祉課
19	民生・児童委員支援事業	<p>民生・児童委員活動への支援及び協議会活動支援の実施</p>	<p>▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みがあり、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る活動を支援する</p>	基本 2	
20	福祉バスの運行	<p>移動手段を持たない高齢者や障がい者の方々の通院や買い物など、生活交通の支援を行う</p>	<p>▼他に移動手段を持たない町内の高齢者や障がい者等の買い物や通院等の生活交通を確保し、生きがい作りや社会参加の促進を図り、福祉の向上を目指す</p> <p>▼バスの運行により、社会参加や住民同士の交流の促進、疎外感の解消につながる</p>	基本 4 重点 7	

21	福祉医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障がい者医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成制度 ・子ども医療費助成制度 	▼費用面の心配から、受診を控えてしまうことを防いだり、早期受診につながるための支援としての位置づけもあり、医療機関とのつながり支援ともなる	基本 5 6 重点 8	健康福祉課
22	養護老人ホームへの入所措置	65歳以上で経済的理由等により自宅で生活が困難な高齢者への入所手続き	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る	重点 7 8	
23	生活困窮、生活保護に関する相談受付事務	生活困窮者に対する相談受付を行い、世帯状況に合わせた関係機関へ引き継ぐ（生活保護申請受付事務・生活困窮者自立支援事業への相談を含む）	▼生活困窮に関する相談は、自殺予防に直結する相談となることも多いことから、自殺のリスクが高い人々にアプローチするための機会となり得る	重点 8	
24	紀南地域障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定・管理事業（熊野市・紀宝町・御浜町）	障がい者計画及び障がい福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定を行う	▼障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる	基本 4	
25	地域活動支援センター事業（日中一時支援事業を含む）	障がい者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う	▼給付以外の活動の場の確保を行うとともに、障がい者（児）の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得るとともに、自殺リスクへの早期対応にもつながり得る ▼介護の負担を軽減するという意味で、支援者（介護者）への支援となり得る	基本 4	
26	障害児支援に関する事務	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援	▼障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る	基本 5 6	

27	障害者自立支援事業	制度に基づき、障がいに合わせて給付事務（訪問・通所・補装具の給付等）	▼障がいに合わせて、必要な支援を行うことにより、早期から関わることができ、自殺リスクの軽減にも寄与し得る	基本 4	健康福祉課
28	訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型 B 型・共同生活援助等の訓練給付	▼障がい者の自立支援を考えるうえで、就労の場の確保は重要な位置づけであるが、何らかの支援を行うことで就労等につながったり、生きがいづくりへとつながったりすることにもなり、そうした支援を行うことで自殺リスクの軽減にも寄与し得る	基本 4	
29	障がい者相談支援事業	障がい種別に関わらない一次相談窓口 二次相談機能（専門性の高い相談）を3市町で共同設置して支援を実施	▼障がい者自身が抱える様々な問題、その家族も含めた世帯で抱える問題など、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る	基本 4	
30	障害者差別解消推進事業	障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を実施	▼必要時に適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充ができる	基本 4	
31	地域自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤ともなり得る	基本 1	
32	障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る	基本 4	
33	《追加》 障がい者福祉事業 （障がい児サービス事	近隣市町・関係機関と連携し、重度心身障がい者(児)が利用できる施設サービスの確保及び、関係機関とのネットワークを構築し、障がい児の	▼障がい者及びその家族の中には、生活や療育上の困難から自殺リスクを抱える者も少なくないと思われる ▼障がい児の居場所を確保するこ	基本 4 5	

	業所)	教育、保育及び家族支援体制の充実に取り組む	とにより、リスクの把握と保護者負担の軽減、必要な支援へと繋ぐことが出来る		健康福祉課
34	《追加》 重層的支援 体制整備事 業	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない Ⅰ相談支援、Ⅱ多様な参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に行う体制整備	▼自殺は複合的な要因により起こるとされる ▼相談先がわからないケースにも対応できる総合相談支援体制整備、連携強化によりスムーズに支援につなげ得る	基本 4 重点 8	
35	総合相談・ 支援事業	①相談及び啓発に関する事業 ②地域ケアネットワーク事業 ③実態把握→看護師による65歳以上の方の自宅訪問 ：本人、家族、近隣住民、地域ネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、初期段階での相談対応を行い、必要に応じて、専門的・継続的な相談支援を行い、介護保険サービスや地域支援などにつなげていき、高齢者が住み慣れた地域で生活していくことを支援	▼介護や予防教室等への参加など、行政側で関りの把握できていない高齢者を対象に戸別訪問を行い、実態把握することで、状況に合わせた支援や相談ができる体制を取ることで、閉じこもり予防や自殺予防につながる取組とする ▼また、行政だけの把握ではなく、近隣住民や民生委員、介護保険事業所などの地域ネットワークにより、高齢者の変化に早期に対応することで自殺対策になり得る	基本 1 重点 7	
36	権利擁護 事業	①成年後見制度の利用支援 ②権利擁護に関する支援体制と高齢者無料法律相談 ③高齢者虐待や消費者生活対策としての見守り支援 ④権利擁護研修会等の開催 ⑤紀南権利擁護支援体制連絡会の開催 ：認知症高齢者の増加やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれる中で、消費者被害や高齢者虐待等の高齢者権利擁護に関する問題に対して、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止対応などを行う	▼高齢者虐待や消費者被害、様々な課題を抱える高齢者やその家族へ関わることで、権利擁護の立場で支援を行い、その世帯で起こっている問題を共有し、解決方法を一緒に考える体制とすることで、自殺対策になり得る	重点 7	

37	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	<p>①介護予防支援事業 ②介護予防ケアマネジメント（総合事業分） ③介護予防啓発及び研修会等の実施</p> <p>：高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ、要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐことを目的に、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援</p>	<p>▼個別のケアマネジメントから、高齢者の変化に気付いて対応していくことや、介護予防啓発・研修会を開催することで、住民・高齢者に対して自立支援・重度化防止につなげるとともに相談窓口の明確化を図ることで、自殺対策になり得る</p>	重点7	健康福祉課
38	認知症総合支援事業	<p>①認知症初期集中支援推進事業</p> <p>②認知症地域支援・ケア向上事業</p> <p>：保健・医療及び福祉に関する専門知識を有する者による認知症の早期における症状悪化の防止のための支援やその他の認知症である又はその疑いのある高齢者に対する総合的な支援を行う事業</p>	<p>▼地域での孤立を防ぐことも兼ね、地域住民に認知症を理解してもらうために認知症サポーター養成を行ったりしながら、普及啓発を実施</p> <p>▼認知症状に悩んでいる高齢者やそのご家族に対して早期発見・早期対応を行うほか、困難事例として対応するケアマネジャーの支援も含め、認知症高齢者やその家族が、問題を自分たちで抱え込むことなく関わることで、自殺対策になり得る</p>	重点7	
39	生活支援体制整備事業	<p>社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、福祉人材確保や育成に関する取組を行うとともに、近所の人が集う場であったり、趣味や目的に合わせた集いの場、地域に開放されるいきいきサロンの開設など高齢者の多様なニーズに合わせた居場所づくりを進めていく</p>	<p>▼福祉人材確保・育成を行うことで、高齢者を支える「担い手」が増え、高齢者・家族支援につながる。また、高齢者自身が担い手になり、生きがい活動の場を確保したり、高齢者が地域に出て色んなつながり作りをすることで、自殺対策にもなり得る</p>	重点7	
40	地域包括ケア会議	<p>①個別ケア会議 ②地域包括ケア会議</p> <p>：地域包括ケアシステム実現のため、医療、介護、福祉等の多職種が協働し、高齢者個人に対する支援充実や高齢者</p>	<p>▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域包括ケア会議で共有することで、事業展開する関係者間での連携強化や地域資源の開発につながることで自殺対策になり得る</p>	重点7	

		に対する支援とそれを支える社会基盤整備を同時に進める		健康福祉課
41	一般介護 予防事業	①介護予防普及啓発事業②地域介護予防活動支援事業③介護予防事業対象者把握事業④介護予防事業評価事業⑤地域リハビリテーション活動支援事業 ：介護予防に関する基本的な知識を普及・啓発するための事業や有識者による講演会の開催などを行う また、運動機能の向上、転倒・認知症予防、低栄養予防、口腔ケア等を目的とした各種介護予防教室を、福祉健康センターや公民館等で利用者のニーズ・状況をみながら開催するとともに、自主活動への移行支援等も行う	▼介護予防に関する知識の普及や相談窓口の提示、運動教室など介護予防活動支援を実施し、生きがいづくりをサポート 訪問などによる地域の情報から閉じこもり等のいずれかの支援を要するものを把握し、早期に支援につなげることで自殺対策になり得る ▼運動器、栄養、口腔の視点から介護予防を促進することで、生きがいづくりの促進にもなり、様々なつながりづくりにもなり、自殺対策にもなり得る	重点 7
42	御浜町自殺 対策連絡会	・全国及び町の自殺の現状把握及び調査・分析 ・自殺対策計画の改定及び総合的な自殺対策の推進、関連事業評価報告 ・関係機関と連携した自殺対策の取組等の推進	▼町の自殺の現状を把握し、調査・分析を行うとともに、関係機関と連携した総合的な自殺対策の推進に取り組む	基本 1
43	健康増進 事業	・各種生活習慣病予防や健康づくりについての講演会や個別指導、教室等を行う ・糖尿病予防検診を実施 ・健康増進計画に基づく事業の推進	▼生きるための包括的支援を推進するにあたり、健康を維持することは密接に関係するため、住民への周知啓発においてはその旨を盛り込む	基本 4 6
44	こころの 健康づくり 事業	・こころの健康づくり講演会として、ゲートキーパー養成や精神疾患についての理解を拡げる ・精神保健に関する一次相談や専門機関との連携、家庭訪問などによる社会生活支援を	▼こころの健康づくり事業を自殺予防の観点も盛り込み推進することで、自殺対策の推進と住民の理解を深める	基本 2 3 4 5 6

		行う ・依頼のあった団体などにメンタルパートナー養成講座を行い自殺対策に関する地域の支援者を養成			健康福祉課
45	紀南地域自殺対策連絡会	全国・三重県・紀南地域における自殺の現状及び取組についての情報提供 地域の関係機関の自殺対策の取組の推進と意見交換 (熊野保健所主催)	▼紀南地域の自殺リスクを抱える人に対応している関係機関が連携し、支えあえる体制構築及び、自殺予防につながる生きやすい地域づくりを推進する	基本 1 2	
46	くまの地域・職域連携推進懇談会	熊野保健所管内の事業所、商工会議所・商工会、全国健康保険協会三重県支部等での、健康管理における意見交換や連携、研修の実施 (熊野保健所主催)	▼紀南地域の主な事業所等の関係者との意見交換により、働き盛りの職員の健康管理の実態や課題を共有し、地域保健と職域保険の連携を図る	基本 1	
47	親子教室	1歳半健診後の発達の確認及びフォローを目的とした遊びの教室。児童発達支援センターの保育士が療育を実施 ：毎月2回	▼発達の遅れや育てにくさを感じる子を持つ親は、日常的に負担感を抱えている可能性が高い。教室参加を通じ、そうした悩みを把握し、適切な支援につなげる機会になり得る	基本 4 6	
48	巡回相談(児相)	児童相談所心理司による発達検査を用いた発達相談 ：隔月1回	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る ▼児相との接点ができることで、女性相談、ペアレントトレーニングといった、より専門的な支援の提供が身近となる	基本 4 6	
49	広域二次健診	紀南地域母子保健推進協議会による広域事業 発達に課題のある子どもに対し、小児科の医師より専門的なアドバイスが受けられる	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る ▼必要時に他関係機関や医療機関と連携を行うことで、包括的な支援を提供し得る	基本 4 6	
50	きなん子どもネット巡回相談	れんげの里尾鷲分室相談員、障がい者総合相談支援センターあしすと相談員、くろしお学園コーディネーターによる	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る ▼必要時に他関係機関と情報共	基本 4 6	

		相談事業 ：月2回 紀宝・熊野・御浜の広域で実施	有、つなぐ等の連携を図ることで、包括的な支援を提供し得る		健康福祉課
51	就学後発達支援	発達支援の必要性のある児に対し、就学後の小学校3年生・5年生、及び中学校2年生時点で定期的に発達検査を行うことで、育ちに伴う課題の移り変わりに応じての支援体制を整える	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る ▼必要時に他関係機関と情報共有、つなぐ等の連携を図ることで、包括的な支援を提供し得る	基本 4 6	
52	子ども発達相談	臨床心理士による、子どもの発達相談 ：1枠45分・週1回	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る ▼必要時に他関係機関と情報共有、つなぐ等の連携を図ることで、包括的な支援を提供し得る	基本 4 6	
53	5歳児調査	年長時点での発達状況、保護者の心配事を確認し、必要な支援と相談を行うことでスムーズな就学への適応を目指す事業	▼全数調査であることから、自殺リスクを抱えた保護者の発見に繋がられる可能性がある	基本 4 6	
54	連携会議	福祉・保健・教育が集まり、支援の必要な子どもへの支援の方法や環境整備について協議 ：年3回	▼各関係機関と情報共有をする中で、リスクを持つケースの早期発見を行い、速やかに適切な支援に繋げることができる	基本 1 5	
55	《追加》 育児用品 お届け事業	3歳未満の未就園児がいる家庭に対し、紙おむつ等の無償配布を通して定期的に訪問することで、子どもと保護者の継続した見守りや、支援の必要な家庭の早期発見、支援につなげる事業	▼全数対象事業であることから、自殺リスクを抱えた保護者の発見や、発達の不安やイヤイヤ期のSOSを拾いあげ、心身負担の軽減につなげることができる	基本 6 8	
56	実態把握 訪問	転入などで養育環境および発達状況を確認できていない0～18歳までの児を対象にした、子育てガイドを用いた訪問。支援の必要な家庭の早期発見、支援につなげる	▼転入2カ月以内に接触を図り、状況把握に努めることで、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見、支援に繋げることができる	基本 5	

57	子育て支援室おひさまの運営	地域の子育て支援拠点として、保育所等に入園前の0歳からの子どもと保護者の方に自由な遊びの場・親子の交流の場を提供している。また、保育士による子育て相談や、一時預かりなどの実施	▼保育士による子育て相談などを通じて、リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある	基本 4 6	健康福祉課
58	保育の実施(公立保育所)	公立保育所による保育、子育て相談の実施	▼保育士による子育て相談や、保護者との普段の関わりなどを通じて、リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある	基本 4	
59	ファミリー・サポート・センターの運営	子育てを助けてほしい人(依頼会員)の要望に応じて、子育てのお手伝いができる人(サポート会員)を紹介し、地域で子育てをサポートしていく会員の組織化	▼サポート活動を通じて、子育てに関連する悩みやリスクを発見し、必要時には専門機関の支援につなげるなど、サポート会員が気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある	基本 4 6	
60	要保護児童対策協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要支援対象児童等について、関係機関等が必要な情報の交換を行うとともに、適切な連携の下で対応を協議することで、要保護児童等の適切な保護又は支援を図る	▼子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る ▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である	基本 5	
61	児童扶養手当受付事務	児童扶養手当の申請、届出等にかかる受付事務	▼家族との離別や死別により、ひとり親家庭になることで、育児や経済的な負担が増える可能性がある。扶養手当の受付機会を、不安を抱えている一人親の母または父との接触窓口として活用し得る	基本 4 6 重点 8	

62	母子保健事業	母子手帳交付 妊婦、産婦健康診査 産後ケア事業 こんにちは赤ちゃん訪問事業 赤ちゃん教室等 ：上記の事業を通じ、安心安全な出産また子育てを行えるよう支援する	▼妊娠出産子育てにおける負担は大きく中には精神的に大きな問題を抱えることも多い。事業を通し異常の早期発見や問題解決への途切れのない支援を行う	基本 6	健康福祉課
63	《追加》 紀南地域母子保健医療推進協議会（思春期教育）	紀南地域母子保健医療推進協議会（熊野市・御浜町・紀宝町・熊野保健所）において、管内の要望のあった高等学校、令和5年度からは中学校に対し思春期教育を行う	▼望まない妊娠などは児童生徒に精神的な問題を残しやすい。正しい知識を得ることでライフプランを自ら設計できる力を身につける	基本 5 6	
64	《追加》 紀南地域母子保健医療推進協議会（広域二次健診）	紀南地域の子どもたちが生き生きと育つように、近隣市町と三重大をはじめとした医療機関、県等関係機関が一緒になって子育てを支援する会	▼支援を必要とする事由を抱える者は生活や子育てに困難を抱える者が少なくない ▼紀南地域は子育ての中で専門的な支援や医療を必要とした際に、距離的な課題があることが多く、当会で紀南地域を対象に事業を実施することによりその負担軽減につながるとともに、必要な支援につなげられる	基本 5 6	
65	《追加》 出産・子育て応援給付金支給事業	妊娠届出時・産前・産後の3回の面談を通して、出産・育児の見通しを立てるとともに、1回目・3回目の面談後に合計10万円相当の経済的支援を実施	▼核家族化が進み地域のつながりが希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊産婦は少なくないと思われる ▼妊娠期から子育てまで一貫した相談対応及び情報発信、経済的支援を行うことを通じて、必要な支援につなげられる	基本 6 重点 8	
66	《追加》 子育て相談	児童虐待に係る総合的な支援体制を図るため、子どもと保護者に対して切れ目のない支援をすすめる	▼貧困世帯の多くが心身の健康や人間関係など複合的かつ多様な問題を抱えていることが多い ▼少子化、核家族化等の社会環境の変化に伴い、子育てに不安を抱える世帯も多く、相談の中で適切な支援へと繋ぐことが出来る	基本 5 6 重点 8	

67	《追加》 産前産後 各種補助金	・妊婦健康診査通院費助成事業 ・妊婦歯科健康診査事業 ・赤ちゃんのきこえの検査 ・1か月健康診査	▼妊娠から出産に係る費用は、自己負担となるものも多く、金銭的負担が大きい ▼助成の申請による実態把握と、費用助成をはじめとした生活の支援につなげられる	基本 6 重点 8	健康福祉課
68	《追加》 不妊治療費 助成事業	医療機関において不妊症と診断を受け、特定不妊治療などを受けた者に対する費用助成事業 R5年度より、町独自の自己負担額の助成を開始	▼不妊治療および不育治療は、精神的なストレスや経済的負担が少なくない ▼治療費の助成とその申請を通じて、経済的支援とともに必要な支援につなげられる	基本 6 重点 8	
69	ふれあい 収集サービス	ごみ出しが困難な方のために、役場職員が家庭訪問し、無料でごみ・資源を回収するサービス（高齢者等ごみだし困難者支援事業）	▼孤独・孤立や認知症の発症等高齢者特有の理由により、ゴミ出しが困難となり、家の中が荒れたり更にはゴミ屋敷化するなど、生活環境の悪化により精神的にも荒廃してしまう場合がある ▼独力でのゴミ出しが困難な高齢者や障がいのある方への支援は、自殺のリスクを抱える住民へのアウトリーチ策となり得る	基本 4 重点 7	生活環境課
70	上下水道 料金及び 下水道受益 者負担金徴 収業務	・上下水道料金等滞納者に対する料金徴収（集金）事務	上下水道料金等を滞納している人への料金徴収時に、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、徴収担当職員が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応、又は相談先情報の提供を実施	重点 8	
71	農業経営支 援業務	・柑橘振興対策補助金 ・多面的機能支払い交付金 ・中山間地域等直接支払交付金 ・農業経営資金利子補給金 ・青年就農給付金 ・獣害対策事業補助金	・農業経営に活用できる補助金、利子補給等総合的な経営支援を実施することによる農業経営の下支えを行う ・事業実施時の経営計画策定に伴う関係機関と連携した相談、助言を行う	基本 4 重点 8	農林水産課
72	農業分野で の労働力確 保	・雇用確保事業（無料職業紹介所の運営）	・農繁期の労働力確保による経営安定を図る ・農作業への就労希望者に対するあっせん業務	基本 4 重点 7	

73	町営住宅に係る事務	町営住宅の管理事務・公募事務を行う 住宅に困窮する低所得者に対し、所得に応じた低廉な家賃で賃貸し、住民の生活の安定と社会福祉の増進を目指す	▼公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る	重点 8	建設課
74	いじめ問題対策連絡協議会 ※いじめ問題対策審議会	法務局の支局長をはじめ町内外から委員 12 名で構成し、年 1～2 回程度の研修会を実施 ※重大事態が発生した場合	▼町内の各学校の状況等を踏まえ、様々な立場の方たちとともに、現在の子どもたちの抱える問題等の研修を積み、意見交換することで、今後の児童生徒の対応の参考とする	基本 1 2 5	教育委員会
75	《追加》 学校職員ストレスチェック事業	職員の心身の健康チェック	▼自殺総合対策大綱に記載されている児童生徒の自殺対策に資する教育の実施を行うには、まず小中学校の教職員の心身の健康を保つ必要があることから、ストレスチェックを行う ▼必要に応じて、健康管理医の面談等を実施する	基本 2	
76	熊野教育支援センターとの連携事業	東紀州地域において、不登校や不登校傾向にある児童生徒の相談や支援（相談会の案内及び実施）	▼定期報告を含め、学校との情報共有を行い、児童生徒・保護者（家庭訪問を含む）の教育相談や学習支援にあたり、望ましい行動の在り方や、心を育て、未然防止に取り組む	基本 5	
77	スクールカウンセラー派遣事業	三重県教育委員会より各学校にスクールカウンセラーを派遣	▼各学校の児童生徒、保護者、教職員の相談や支援にあたり、望ましい行動の在り方や、心を育て、未然防止に取り組む	基本 5	
78	各種相談窓口の周知	三重県教育委員会が開設している相談窓口等のリーフレットやチラシを全校児童生徒や家庭に配布	▼「ミニレター」「子どもの人権 110 番」など町内児童生徒・保護者がいつでも電話等で相談することができる機関と連携し、その機関をリーフレットやチラシ等で周知し、未然防止に取り組む	基本 3 5	

79	要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	経済的に困窮し就学援助を必要とする児童生徒の保護者に対し、学用品費等の費用を支給	▼経済的に困窮している家庭を支援する	基本 5 重点 8	教育委員会
80	《追加》 統括安全衛生委員会	職員の心身の健康チェック	▼自殺総合対策大綱に記載されている児童生徒の自殺対策に資する教育の実施を行うには、まず小中学校の教職員の心身の健康を保つ必要があることから、統括安全衛生委員会にて調査審議を行う	基本 2	
81	《追加》 奨学金に関する事務	高等学校に在学する者で能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対し、奨学金を支給	▼経済的に困窮している家庭を支援する	基本 5 重点 8	
82	《追加》 放課後子ども教室	放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保	▼子どもに対する学校内外における居場所づくりの充実を推進	基本 5	
83	《追加》 図書室の管理	・住民の生涯学習の場である図書室(中央公民館)において、自殺予防啓発や自殺対策関連の展示 ・安心して過ごせる居場所	▼図書館は普段から活字に親しんでいる地域住民が集まる場であるため、ポスターやパネル等を展示して自殺対策や相談会等の広報啓発の場とする ▼自殺対策に資する「居場所（とりわけ子どもを対象とした）」としての機能を有する	基本 3 5	

2 自殺対策基本法（平成28年4月1日改正）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自

自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある

者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

3 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）の概要

「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第1 自殺総合対策の基本理念</div> <p style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す</p> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識</div> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新) <ul style="list-style-type: none"> ・自殺への影響について情報収集・分析 ・ICT活用を推進 ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策 ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第3 自殺総合対策の基本方針</div> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生きることの包括的な支援として推進する <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援 6. 自殺者等の名譽及び生活の平穩に配慮する(新) <ul style="list-style-type: none"> ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮 	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第4 自殺総合対策における当面の重点施策</div> <p style="color: red; margin: 0;">→重点施策の拡充内容については、P.3・4</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 10. 民間団体との連携を強化する 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する 13. 女性の自殺対策を更に推進する(新) <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第5 自殺対策の数値目標</div> <p style="margin: 0;">✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下） ※令和2年：16.4</p> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第6 推進体制等</div> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国における推進体制 <ul style="list-style-type: none"> ・指定調査研究等法人（いのち支える自殺対策推進センター）が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進 2. 地域における計画的な自殺対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援 3. 施策の評価及び管理 4. 大綱の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う
--	--

4 その他

主な参考資料

- 「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引（厚生労働省）
- 地域自殺実態プロファイル 2023 更新版（JSCP:自殺対策推進センター）
- 第4次三重県自殺対策行動計画

第2次 御浜町自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない御浜町をめざして ～

令和6年2月

発行 御浜町

〒519-5292

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1

御浜町役場 健康福祉課 健康づくり係

Tel : 05979-3-0511 (直通)

Fax : 05979-2-3502

URL:<http://www.town.mihama.mie.jp/>

E-mail : m-kenkou@town.mihama.mie.jp



三重県 御浜町